

事 務 連 絡

令和3年9月29日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

障害者虐待防止法第29条、第30条及び第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的防止措置）を講ずるものとする規定しています。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待を防止する措置について参考となる取組事例を別紙のとおりとりまとめ、「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」（令和3年9月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）にて各都道府県・市町村障害保健福祉主管部（局）長宛に発出されています。

つきましては、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、精神科医療機関における虐待防止措置を講ずる際の参考として、適宜ご活用いただくとともに、関係機関に対しても周知いただくなど、適切な対応をお願いします。

<参考>

- ・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究報告書」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798662.pdf>

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798664.pdf>